

福祉関係者・地域の協力者のための

権利擁護制度

ハンドブック

対応事例集

～ 住み慣れた地域で暮らし続けるために ～
お金の管理や生活の支援をしてほしい、そんな時に

.....
この対応事例集は、加齢や障害などによりお金の管理や日々の生活に困っている方、そういう方を支援しているご家族や関係者に、対応方法をお伝えしたく作成しました。

この対応事例集にある対応内容で、困りごとが解決したり、不安な気持ちが軽くなれば幸いです。





もくじ



P 2～

お金の管理や生活支援の事例
【任意代理という方法】

P 4～

意思確認できないが、急ぎお金の管理が
必要な事例
【審判前の保全処分という方法】

P 6～

意思確認できるが、急ぎお金の管理が
必要な事例
【かけはし（緊急対応）という方法】

P 8～

最後の時まで安心して生活したい、という
想いに応える事例
【死後事務委任契約という方法】

P 10

関係機関の連絡先

東広島市社会福祉協議会 権利擁護センター事業について

法人後見人事業

東広島市社会福祉協議会が成年後見人などになります。

●次のような方を対象としています。

福祉サービス利用援助事業「かけはし」を利用している方
東広島市町が申立人となる被後見人候補者など
他に後見人など候補者がいない場合

●法人後見の特徴

多様なニーズに応えることができます。
長期的で安定した支援がおこなえます。
法人が業務を管理することで安全な支援が可能です。

(成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々の財産や生活を保護し、支援する制度です)

福祉サービス利用援助事業「かけはし」

判断能力の不十分な方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。

●次のような方を対象としています。

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、「福祉サービスの利用の仕方がわからない」「お金の管理や使い方に不安がある」など日常生活に不安のある方

福祉サービスなどの利用手続き 日常的な金銭管理などのお手伝い	1500円 / 1回 (2時間程度)
通帳や印鑑、証書などのお預かりサービス	1500円 / 月

生活あんしんサポート事業

外出が困難な高齢者や障がいのある方などの預貯金の出し入れ、年金などの受領確認、医療費、税金等の支払いなどの代行などをおこないます。

●次のような方を対象としています。

市内にお住まいの方で、判断能力があり、障がいや疾病等の理由で外出等が困難な方。

日常的な金銭管理サービス	1500円 / 1回 (2時間程度)
通帳、保険証券、不動産権利書等のお預かりサービス	1500円 / 月

◎東広島市社会福祉協議会権利擁護センター運営委員 (令和3年3月現在)

弁護士	中井 克洋 (広島メーブル法律事務所 弁護士)
司法書士	小松 志津枝 (ひぐち合同事務所 司法書士)
行政書士	安川 和也 (広島県行政書士会)
社会福祉士	服部 展靖 (広島県社会福祉会 権利擁護センター ぱあとなあひろしま運営委員)
税理士	猪原 清 (猪原税理士事務所 所長)
広島県社会保健労務士会	中本 美由紀 (社会保険労務士 中本事務所)
○ 医師 (東広島地区)	山崎 正数 (医療法人 三永会 西条心療クリニック)
東広島市社会福祉施設連絡協議会	本永 史郎 (御園寮 施設長)
東広島市	梶 永里美 (東広島市健康福祉部長)
◎ 学識経験者	横藤田 誠 (広島大学大学院 教授)
◎ その他会長が必要と認める者	石原 さやか (東広島社会福祉協議会 常務理事兼事務局長)

◎委員長 ○副委員長

お金の管理や生活支援の事例

【任意代理という方法】

事例内容



足を骨折して病院に入院している、高齢女性のAさんからの相談。
「一人暮らしで、頼れる親族もない。亡き夫の遺産がたくさんあるので友人に任せるのは不安。でも、入院中は病院や税金・水道光熱費の支払いができず困っている。足の骨折もどこまでよくなるか……。骨折前から不安はあったけれど、今回の入院で支払いを始め今後の生活がとても不安になった。これまでのように家で暮らしていくためにどうしたらよいか？」という相談内容。

対応内容



- 相談を受けている場面で、認知症などはなく判断能力があるという印象を持つ。面談後、病院の職員に聞き取り、認知症等なく判断能力があると確認できた。
- 社会福祉協議会の「生活あんしんサポート事業」の対象となるかと考えたが、亡き夫の遺産が多額であり、かつ、資産価値の高い土地や家屋などの不動産も有していたため、より専門性の高い司法書士へつなぐことを考え打診する。
- 司法書士から承諾があったため、Aさんに紹介。任意代理の説明を行うと、「ぜひ使いたい」と要望があったため、公正証書にて任意代理契約し利用開始となる。
- 現在、Aさんは退院されており、多少の歩行障害が残り外出が難しくなったものの、望んでいた一人暮らしを再開。金融機関や市役所での手続きを司法書士が代理で行っている。「信頼できる人を紹介してくれたから、安心して生活していける」と、笑顔で話してくれたAさんでした。



任意代理を詳しく説明！

こんな時に

- ・判断能力はあるけれど、身体が不自由でお金の管理が難しい。
- ・頼れる親族がいないため、判断能力がある元気なうちから関係性を築き、望む生活や財産管理などについて自分の思いを伝えておきたい。

どんな人が利用している？

- ・判断能力がある人。（認知症や障害があっても軽度であれば対象となります）
- ・加齢や障害によって、体が不自由な人。
- ・頼れる親族がいない人。
- ・金銭管理や福祉サービス・市役所の手続きに不安や困難がある人。

どんなことができる？

- ・金融機関での手続きを代行。（出金・入金・振込など）
 - ・各種支払の代行。（公共料金、診療代、家賃など）
 - ・福祉サービスの契約や市役所での手続きを支援。
- ※上記以外にも、話し合いによって双方の合意があれば依頼できる内容もあります。

利用するとどうなる？

- ・利用する人が決めた「任意代理人」が、お金の管理や手続きの支援をしてくれるので、抱えている負担が軽くなり安心して地域での生活を続けられる。
- ・利用する人が決めた「任意代理人」に利用料を支払う。利用料の金額は、支援の内容によって変動するため、双方の話し合いによって決まる。月ごとに支払うことが多い。

どうすれば利用できる？

- ・「任意代理人を任せたい人」に相談し、承諾を得た後に、支援内容と費用を話し合い、双方が合意した内容を契約書（できれば公正証書のほうが望ましい）として作成し、任意代理契約を締結する。

留意点

- ・「任意代理人を任せたい人」に資格要件はないが、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士といった専門職に任せることが一般的で、費用に一定の基準があるため安心。
- ・任意代理を利用する時には、将来的に認知症など判断能力が低下したときに備えて、任意後見制度や成年後見制度の利用に移行することを視野に入れておくのが望ましい。
- ・「任意代理」の名の通り、「代理」してもらう内容は、利用する人が「任意」で、つまり本人の責任において決定していくため、「代理」してもらう内容は、よく考え、よく話し合ってから決める必要がある。

意思確認できないが、 急ぎお金の管理が必要な事例

【審判前の保全処分という方法】

事例内容

脳梗塞で救急搬送され入院した高齢男性のBさんについて、入院している病院のソーシャルワーカーからの相談。



「救急搬送されて1カ月経つが未だに意識が戻らない70歳代の男性（Bさん）が入院されている。アパートで一人暮らしをされていた方で、友人の通報により搬送されたが、友人はBさんの親族のこと、金銭面のことは全く把握していない。他にBさんのことを詳しく知る人もいない。このままでは入院費はもちろん、アパートの家賃や光熱費等の支払いが滞り、本人に不利益な状況になることが心配。成年後見制度の申立てを検討しているが、担当医から病状については見通しが立たないと言われており、亡くなることも考えられるため、申立ての結果が出るまで待つことにも不安がある。今できる対応はあるか？」

という相談内容。

対応内容

- Bさんの親族・関係者を探すことから始める。友人に確認し、生活保護や介護保険といった福祉の利用は無いとわかったため、まず担当の民生委員に問い合わせる。Bさんは独居高齢者であったため民生委員が訪問しており、弟がいることを把握されていた。弟がいるとわかり、アパートの保証人になっているのではという推測から管理会社に連絡したところ、弟が保証人になっていたため連絡先がわかり現状を伝えることができた。



- Bさんの弟に、成年後見制度の申立てを行ってほしいと打診し承諾を得た。
- 後見等開始の審判があるまでにBさんが亡くなることも考えられたため、後見等開始の審判より早く効力を得られる「審判前の保全処分」の申立ても行い、当面の財産管理人が選任され、本人の監護に関する対応も出来るようになった。
- 選任された財産管理人によって、入院費や家賃、光熱費といった支払いが可能となり、無事、療養生活を送れたBさんでした。



審判前の保全処分を詳しく説明！

こんな時に

- ・後見等開始の審判を申立てた後に、緊急に本人の財産の管理又は本人の監護のため必要がある時。

どんな人が利用している？

- ・後見等開始の審判の申立てをしている人で、かつ、後見等開始の可能性が高い人である場合に、その審判があるまでの期間に緊急な対応が必要な人。例えば、事例のように金融機関の手続きが急ぎ必要な人の他、経済的虐待を受けている、悪徳商法による被害を受けている、という状況にある人。

どんなことができる？

- ・預貯金の払戻・預入。
- ・医療費等の各支払い。
- ・財産の保全。

利用するとどうなる？

- ・本人の財産を保全する財産管理人が選任され、本人に必要な金銭管理が行われる。

どうすれば利用できる？

- ・後見等開始の審判を申立てた家庭裁判所に、「審判前の保全処分」を申立て、「財産管理人が選任される」ことが必要。

留意点

- ・「審判前の保全処分」では、成年後見人等にある「取消権」が無いなど、できることが制限されているため、取消権の行使が必要な状況など、本人の財産の管理が特に必要な場合は「後見等命令」といったプラスαの対応が必要になる。

意思確認できるが、 急ぎお金の管理が必要な事例

【かけはし（緊急対応）という方法】

事例内容

持ち家で一人暮らしをされていた高齢男性のCさん。友人に金銭搾取されている、と地域包括支援センター社会福祉士からの相談。

「持ち家で一人暮らしをされているCさんが、友人にお金を取られているという通報が入った（金銭搾取。経済的虐待）。Cさんは、ここ数カ月で急激に認知症が進行していたようだ。頼れる親族もいないため、友人が支援していたが、この友人による金銭搾取の疑いがあると、民生委員とサロン世話人から通報があった。事実確認を行うと、金銭搾取されている疑いが強いので、対策として早急に後見等開始の申立を行うが、連絡が取れる親族がらず、Cさんの判断能力も低下されているため市長申立となる。申立ての準備に1カ月以上かかる状況にあるが、早急にCさんの財産を守る方法はないか？」という相談内容。



対応内容

- 早急に対応する方法として「福祉サービス利用援助事業かけはし」の利用を考え、広島県社会福祉協議会に確認。ポイントは、通常1カ月以上かかるかけはしの契約手続きを、どこまで短縮可能かという点。
- 確認した結果、緊急を要する観点から、通常通り契約時の確認や事務手続きを行った上で、最短10日前後まで可能と連絡を受ける。
- 認知症はあるが、意思確認はできるため、かけはしの利用についてCさんに確認する。利用したいという意思表示があったため、利用手続きを進めた。
- 地域包括支援センター社会福祉士、権利擁護センター専門員でCさんの友人を訪問。権利擁護センターによる金銭管理の支援が始まることを伝える。金銭搾取についてはあえて触れず、これまでのCさんに対する生活支援に感謝の気持ちを伝える。以降、Cさんに対する生活支援は継続となったが、金銭搾取は無くなった。
- かけはしの対応が開始となり、福祉サービスの調整が進み生活が安定。後見等開始の申立てが進むにつれ、娘の存在が判明し、現在では献身的にCさんの支援をされている。
- 認知症となっても、民生委員やサロン世話人、地域住民の支援と、適切な制度利用によって、住み慣れた家での生活が継続できたCさんでした。





かけはし(緊急対応)を詳しく説明！

こんな時に

- ・経済的虐待などの緊急を要する状況にあり、かつ、後見等開始の申立ての準備をする期間にも、金銭管理や財産保全の必要がある時。

どんな人が利用している？

- ・判断能力が低下した人。
- ・経済的虐待などの緊急を要する状況にある人。
※通常のかげはしと同様の対象者。

どんなことができる？

- ・金融機関での手続きを代行（出金・入金・振込など）。
- ・各種支払の代行（公共料金、診療代、家賃など）。
- ・福祉サービスの契約や市役所での手続きを支援。
- ・通帳や貴重品の保管。
※通常のかげはしと同じ支援内容。

利用するとどうなる？

- ・早急に、金銭管理や手続き支援、財産保全ができる。
- ・利用料が必要。支援一回につき1,500円、通帳等の預かり一か月につき1,500円。
※通常のかげはしと同じ利用料。

どうすれば利用できる？

- ・権利擁護センターに相談。広島県社会福祉協議会と協議の上、契約可能と判断されれば利用できる。

留意点

- ・通常のかげはし利用手続きではなく、あくまでも緊急を要する場面にも適用される「緊急対応」であるため、様々な対応策を全て講じた上で他に方法が無い場合にのみ「かけはし(緊急対応)」の利用手続きを検討できる。
- ・かけはし契約までの「最短10日前後」はその時々状況によって変動する。

最後の時まで安心して生活したい、 という想いに応える事例

【死後事務委任契約という方法】

事例内容

持ち家で一人暮らしをしている、高齢女性のDさんからの相談。

「夫に先立たれ、子供も親戚もあらず一人暮らしをしている。今は、要支援の認定が出て介護サービスを受けながら、近所にいる友人に買い物や金融機関の手続きを手伝ってもらい生活している。年金や貯金は不自由ない程度にあるが、自分も高齢でいつ何があるかわからない。近所の友人に亡くなった後のことまで迷惑を掛けたくないと思っているが、人並みには送ってもらいたい。そのことを考えると不安になり夜も眠れなくなる。安心できる方法はないか？」



という相談内容。

対応内容

- ・相談を受けている場面で、認知症などはなく判断能力があるという印象を持つ。面談後、地域包括支援センターの職員に聞き取り、認知症がないことを確認する。
- ・「死後事務委任契約」について、司法書士に連絡し相談する。費用は伴うが、Dさんが希望すれば、葬儀も希望通り行えることが分かる。
- ・Dさんに、司法書士から聞き取った内容を伝える。「私が希望していることが全て叶う。その司法書士の方をお願いをしたい。」と返答あったため、司法書士とDさんを訪問し死後事務の委任内容と費用を話し合わせ、Dさんの希望通りの「死後事務委任契約」を締結された。
- ・生活していくうえで一番大きな不安であった死後のことについて、専門職の支援で安心することができ、「今を、より楽しく過ごしていけるようになった」と笑顔で話してくれたDさんでした。





死後事務委任契約を詳しく説明！

こんな時に

- ・判断能力はあるけれど、頼れる親族がいないため、判断能力がある元気なうちに、死後のことに関して自分の想いを叶える準備をしておきたい。

どんな人が利用している？

- ・判断能力のある人。（認知症や障害があっても軽度であれば対象となります）
- ・頼れる親族がいない人。
- ・今の生活をもっと楽しく過ごしたい人。

どんなことができる？（死後に行うこと）

- ・行政官庁等への諸届の事務手続き
（役所への死亡届の提出、戸籍関係手続き、健康保険や年金の資格抹消申請など）
- ・葬儀、納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- ・生活用品・家財道具等の遺品の整理・処分に関する事務
- ・医療費、入院費、老人ホーム等の施設利用料等の清算手続きに関する事務
- ・公共サービス等の名義変更・解約・清算手続きに関する事務
- ・親族等への連絡と関連する事務

※上記以外にも、話し合いによって双方の合意があれば依頼できる内容もあります。

利用するとどうなる？

- ・利用する人が決めた「死後事務を委任した人」が、死後の事務を行ってくれるので、不安な気持ちが軽減し安心し、地域での生活をもっと楽しく過ごせるようになる。
- ・利用する人が決めた「死後事務を委任した人」に利用料を支払う。利用料の金額は、一定の基準はあるものの委任の内容によって変動するため、双方の話し合いによって決まる。委任内容を基に費用計算し「預託金」という形で、あらかじめ預けておくことが多い。

どうすれば利用できる？

- ・「死後事務を任せたい人」に相談し、承諾を得た後に、委任内容と費用を話し合い、双方が合意した内容を契約書（できれば公正証書が望ましい）として作成し、死後事務委任契約を締結する。

留意点

- ・「死後事務を任せたい人」に資格要件はないが、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士といった専門職に任せることが一般的で、費用に一定の基準があるため安心。
- ・死後事務委任契約と合わせて、任意後見契約なども視野に入れておくのが望ましい。
- ・「死後事務を任せたい人」に「委任」する内容は、利用する人が本人の責任において決定していくため、よく考え、よく話し合ってから決める必要がある。

< 関係機関の連絡 >

●任意代理や死後事務委任契約に関する連絡先

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島弁護士会 紙屋町法律相談センター	広島市中区基町 6-27 そごう新館 6 階	☎ 082-225-1600	
(公社) 成年後見センター・ リーガルサポートひろしま	広島市中区上八丁堀 6-69	☎ 082-511-0230	082-223-4382
広島県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあひろしま	広島市南区比治山本町 12-2	☎ 082-254-3019	082-254-3018

●成年後見制度や審判前の保全処分申立に関する連絡先

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
広島家庭裁判所	広島市中区上八丁堀 1-6	☎ 082-228-0494	

●公正証書に関する連絡先

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
東広島公証役場	東広島市西条西本町 28-6 サンスクエア東広島 4 階	☎ 082-422-3733	082-422-3733

●どこに連絡して良いかわからない時の相談先

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
東広島市社会福祉協議会 権利擁護センター	東広島市西条町土与丸 1108	☎ 082-430-8867	082-423-8525